

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の基本的事項

1 計画策定の背景と趣旨

高齢者を社会全体で支える仕組みとして平成12年にスタートした介護保険制度は、その創設から17年が経過し、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え500万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着・発展してきています。

その一方、2025年(平成37年)にはいわゆる団塊世代すべてが75歳以上となるほか、2040年(平成52年)にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。

こうした中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスの確保のみにとどまらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要です。

このため、2014年(平成26年)には、医療法(昭和23年法律第205号)その他の関係法律の改正による効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療制度改革と一体的に、地域包括ケアシステムの構築及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、地域支援事業の充実、低所得者の保険料軽減の強化、予防給付のうち訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームへの新規入所者を原則要介護3以上の高齢者に限定すること及び所得・資産のある人の利用者負担の見直し等を一体的に行う介護保険制度の改革が行われました。

また、2017年(平成29年)には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)により、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のある利用者の負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講ずることなどの介護保険制度の見直しが行われました。

これらを踏まえ、2025年(平成37年)を見据えながら、高齢者の健康の確保と福祉の増進、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を計画的に行うため、老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画を策定します。

2 計画策定の目的と根拠

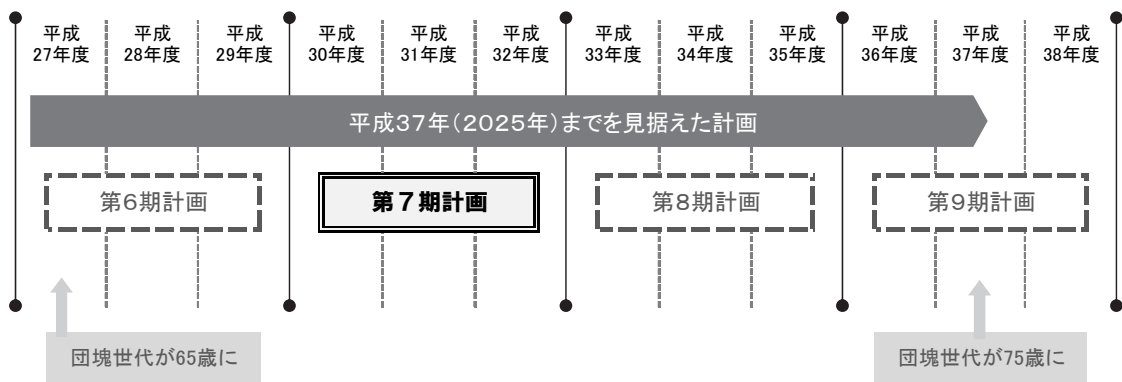
市町村は、介護保険法第117条により、厚生労働大臣が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）に即して、3年を一期とする介護保険事業計画を定めることとされています。

そして、計画の基本的（必須）記載事項として、①日常生活圏域、②各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み、③各年度における地域支援事業の量の見込み、④被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等の適正化への取組及び目標設定（新設）を記載することが示されています。（同条第2項）。

3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする第6期計画が満了することから、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第7期計画を策定しました。第7期計画は、団塊の世代が75歳以上になる平成37年を見据えた計画です。計画の最終年度にあたる平成32年度に新たに計画を見直し、第8期計画の策定を行います。

図表：計画の期間



4 計画における日常生活圏域

本町においては、第3期計画より徳之島町全体を一つの日常生活圏域とし、介護基盤の整備を行ってきました。高齢者にとって身近で、そして親しみのある地域であること、また、人口規模や交通事情、公的サービス提供基盤、介護保険施設の整備状況等を勘案し、第7期計画においても、引き続き町全体を1つの日常生活圏域とします。

5 介護保険制度の改正ポイント

介護保険制度の改正ポイント（平成30年度施行）は次のとおりです。

（1）地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の概要

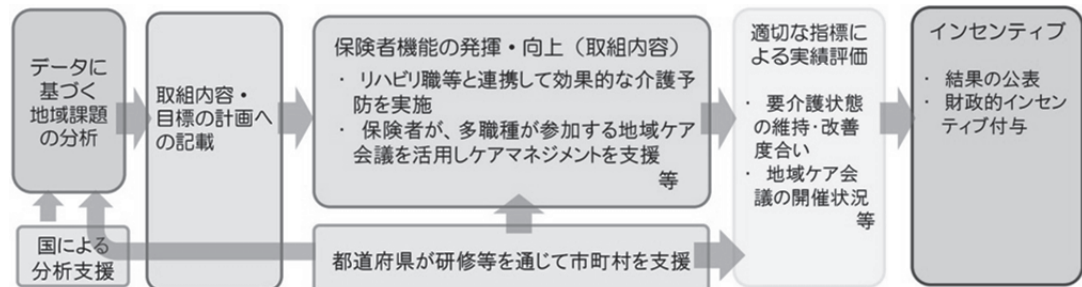
目的

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにする。

①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

- 介護保険事業計画の策定にあたっての国から提供されたデータの分析の実施
- 介護保険事業計画に介護予防・重度化防止、介護給付費適正化等の取組内容及び目標を記載
- 介護保険事業計画に位置づけられた目標の達成状況についての公表及び報告
- 財政的インセンティブ（動機付け）の付与（交付金の交付）の規定の整備

図表：保険者機能の抜本強化に向けた具体的取組



【出典】厚生労働省「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント」

- 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- 居宅サービス等事業者の指定に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- 国及び地方公共団体の認知症に関する施策の総合的な推進を制度上明確化
 - 認知症に関する知識の普及・啓発
 - 認知症の人に適切にリハビリテーション及び認知症の人を介護する人の支援
 - その他認知症に関する施策の推進
 - 認知症の人及びその家族の意向の尊重に努める 等

②医療・介護の連携の推進等

- 新たな介護保険施設として「**介護医療院**」を創設（施設サービスへの追加）
 - 日常的な医学管理が必要な重介護者の受入機能
 - 看取り・ターミナル機能
 - 生活施設機能

図表：新たな介護保険施設「介護医療院」の概要

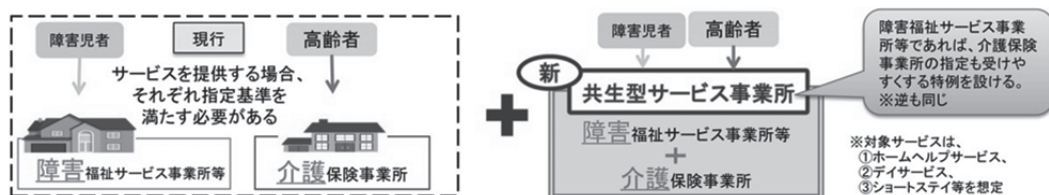
名 称	介護医療院 ※病院または診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院または診療所の名称を引き続き使用できることとする
機 能	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する（「介護医療院サービス」の提供） ※介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける
開設許可	厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない ※設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

- 現行の介護療養病床の経過措置期間については6年間延長（平成 36 年 3 月 31 日まで）
- 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

③地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

- 高齢者と障がい児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づける

図表：新たな共生型サービスの概要



【出典】厚生労働省「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント」

- 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化
 - 事業停止命令の創設
 - 前払金の保全措置の義務の対象拡大 等
- 障害者支援施設等（介護保険適用除外施設）を退所して、介護保険施設等に入所する場合の保険者の見直し（介護保険適用外施設の住所地特例の見直し）

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

①現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し(平成30年8月1日施行)

- 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、現行2割負担者のうち特に所得の高い層(年金収入等340万円以上)の負担割合を3割とする(負担上限:月額44,400円)

②介護納付金における総報酬割の導入

- 現行では、各医療保険者は、介護納付金を2号被保険者である「加入者数に応じて負担」しているが、これを被用者保険間では「標準報酬総額に応じた負担」とする(激変緩和の観点から段階的に導入)

図表：総報酬割導入のスケジュール

	平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度
	7月まで	8月から			
総報酬割分	なし	1/2	1/2	3/4	全面

第2節 計画策定の体制及び経緯等

1 計画策定の体制

(1) 計画策定委員会の設置

老人福祉事業及び介護保険事業は幅広い関係者の参画により、本町の特性に応じた事業展開が期待されるため、本計画策定にあたっては、行政機関内部だけでなく、町内の医療・介護の従事者、被保険者（地域住民）代表、本町の高齢者保健福祉分野に関わる団体・事業者で構成する「高齢者福祉計画および介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画内容の審議・検討を行いました。

(2) 内部検討組織

本計画は、老人福祉事業及び介護保険事業の運営主管課である介護福祉課を中心に、保健・福祉・介護・医療の各担当課と綿密な連携を図りながら策定しました。

2 計画策定の経緯

(1) 住民参画

① 高齢者等実態調査・日常生活圏域ニーズ調査

本計画策定の基礎資料とするため、町内に居住する高齢者の実態や意識及び意向についての調査を平成28年度に実施しました。

図表：高齢者等実態調査・日常生活圏域ニーズ調査結果概要

調査時期：	平成28年12月～平成29年2月	
調査種別：	一般高齢者調査※ ¹	424件（回収率84.8%）
	在宅要介護(要支援)認定者調査※ ²	227件（回収率80.2%）
	若年者調査※ ³	405件（回収率81.0%）

※¹ 介護保険被保険者で要介護認定を受けていない65歳以上の者

※² 要介護(要支援)認定者で介護保険施設に入所していない者

※³ 要介護認定等を受けていない40歳以上65歳未満の者

(2) 計画策定の経緯

計画策定委員会の議事内容は以下の通りです。

図表：計画策定の経緯

	期 日	議 題
第1回	平成29年 8月28日(月)	<ul style="list-style-type: none">・第6期介護保険事業の運営状況・評価・実態把握調査の結果概要・第7期の介護保険事業計画の方向性
第2回	平成29年 11月20日(月)	<ul style="list-style-type: none">・第7期事業計画の骨子(案)について・第7期介護サービス量の見込・保険料の設定(案)について
第3回	平成30年 2月7日(水)	<ul style="list-style-type: none">・介護保険事業計画書素案について(修正点)・介護保険料の設定について・介護保険事業計画の決定、答申

第3節 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

本計画の上位計画である第5次徳之島町総合計画（平成24年3月策定）において、高齢者福祉・介護保険分野は「基本目標2 心の通い合う健康と福祉の元気なまちづくり」の中で、「高齢者福祉の充実」として計画に位置付けられています。本計画においては、第5次徳之島町総合計画及び前期計画との関連性・継続性を踏まえ、基本理念を次のとおりとします。

誰もがいきいきと元気に、地域でつながりあい、 助けあえる 笑顔と共生のまち

2 計画の基本目標

基本 目標 1

健康長寿で地域に貢献できる元気高齢者のまち

- ・誰もが住みやすい快適な歩行者空間の整備や公共施設等のバリアフリー化、移動交通手段の確保等を推進します。
- ・住民自らが健康と元気を維持する意欲を持つとともに、身近な地域で取り組めるロコモ体操普及など、介護予防の効果の高い活動の場の拡充を図ります。
- ・高齢者が地域づくりや担い手の主役となり、多様な居場所づくり、互助活動の推進などの役割を持ち、さらには地域活性化につながる施策を推進します。

基本 目標 2

誰もが居場所があり共に支えあうまち

- ・高齢者に限らず、子育て世代や障害をもつ人など、多様な人々が地域で交流でき、誰でも参加できる通いの場や居場所づくりをすすめることで、人と人がつながり、助け合える共生社会を推進していきます。
- ・ひとり暮らしでも、安心して暮らし続けられるよう、地域での見守り、支えあい活動の充実と多様なニーズに対応する生活支援の拡充を図ります。
- ・買い物支援や配達サービスなど、多様な生活支援の社会資源を充実させ、誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめます。

住み慣れた場所で、笑顔で暮らせる共生のまち

- ・認知症や、さまざまな障害があっても、本人の望む暮らしを中心として、穏やかに笑顔で暮らせるまちづくりをすすめます。
- ・認知症に対する理解を深め、地域でサポートできることで住み慣れた家で穏やかに地域との交流を持って住み続けられる地域づくりを推進します。
- ・個々をサポートする医療機関や介護支援、相談支援の連携を強化し、早期から共に寄り添いつなぐ支援を行っていく体制づくりをすすめます。
- ・高齢者等の虐待防止と対応に取り組み、誰もが尊厳を持って暮らせるまちづくりを推進します。

自らの選択のもとに、最期まで自分らしく暮らせるまち

- ・医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活ができる「地域包括ケアシステム」を推進していきます。
- ・誰もが、自分の最期の在り方を考え、周囲が理解し本人の選択を尊重できる体制づくりを普及していきます。
- ・医療介護の連携を図り、本人の意思・選択を尊重し、変化する気持ちに寄り添い、サポートできるチームケアが提供できる体制づくりに努めます。

介護サービス基盤が充実した自立支援を図るまち

- ・介護負担を軽減し、仕事と介護の両立が可能となるよう、多様なサービスや支援を医療介護と地域が、一体となって提供できる体制づくりをすすめます。
- ・自立支援の理念を共有し、介護予防から重症化予防まで、一貫して適切かつ効果的な支援が提供できる体制を構築していきます。
- ・要介護認定や介護給付の適正化に取り組むことにより、介護保険事業の適正な運営に努めます。



第4節 計画の進行管理及び点検

1 計画の進行管理及び点検

本計画を着実に推進していくため、関係各課及び関係機関がそれぞれの担当する施策の進捗状況を把握・点検します。また、施策の進捗状況の点検結果等の評価を行うとともに、サービスの必要量や供給量、質等について、適宜サービス事業者に対し調査を行うなど現状把握に努めます。



2 推進体制の整備

本町において高齢者保健福祉施策を推進するにあたり、計画が確実に達成できるよう、各事業担当課を中心に社会福祉法人や民間団体等の事業者・医療機関と協力し事業運営・サービス提供の効率化に努めます。

また、高齢者保健福祉事業及び介護保険事業を所管する部署が中心となり、高齢者の生活の自立支援や介護予防など各種事業の展開を計画的・総合的に進めます。

3 町民参加の促進

ボランティア育成やボランティア活動への参加啓発、地域福祉推進の啓発活動等を促進し、町民と高齢者とのネットワーク形成を図り、計画に規定するサービス推進につながるよう努めるとともに、高齢者を社会全体で支え合う仕組みの確立を目指します。

4 計画の広報

本計画を推進するためには、町民の協力が不可欠であるため、計画の趣旨や内容を理解してもらえるよう、本計画を町のホームページや広報誌等に掲載し、広く周知を図るとともに、高齢者自らが元気でありつづけることへの意識づけを促します。

